

「施工プロセス」チェックリスト

別紙5

1. 工事名

工事担当課名：

2. 工期

令和8年4月1日～令和9年3月8日

担当監督員：

①本チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであればレマークを記入し、OKでなければ空欄とする。

③表内の赤字は、令和8年度静岡市建設工事共通仕様書適用工事を対象とするため修正した箇所、適用外工事については読み替えて使用する。

④表内の緑字は、表記の見直しを実施した箇所。

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェック内容 (チェック時期)	確認 方法	書類の提出遅れや監督員による修正があった場合は、空欄としチェックしない			
					対象	判定	着手前	施工中の確認方法等
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	●工程表	・当初契約締結後30日以内に、工程表を提出した。 (当初契約時)	1A 1- I -1	提出	全工事対象 ☒	(☐)	提出された書面の記載内容(提出日付け等)に修正がなく、適切か判定し、良好であればチェックを入れる。着手日選択制度の場合は、着手日以降30日以内とする。
			・工期変更が伴う変更契約締結後、変更工程表を提出した。 (変更時)	1B 1- I -1	提出	工期変更が生じた場合対象 ☒	(☐)	(☐) (☐) (☐) (☐) (☐) (☐) (☐)
		●コリンズ (旧工事カルテ)	・事前に確認を受け、契約締結後土日祝日を除き10日以内に登録申請した。 (当初契約時)	2A 1- I -1	提出	全工事対象 (請負代金500万円以上) ☒	(☐)	指定の期日までに登録完了通知が送付されたか判定し、良好であればチェックを入れる。
			・事前に確認を受け、変更契約締結後に登録機関に登録申請した。 (変更時、完成時)	2B 1- I -1	提出	変更契約した場合 対象(金額のみの 変更時は不要) ☒	(☐) (☐) (☐) (☐) (☐) (☐) (☐)	完 成 (☐)
		●品質証明	・品質証明員通知書、資格、経歴書を提出した。 (契約後)	3A 1- I -1 1- I -4	提出	当初請負代金1億円以上又は、低入札価格調査の場合 ☒	(☐)	当初請負代金1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用。『品質証明員通知書』、『資格証の写し』、『経歴書』が提出されているか確認。資格は技術士もしくは1級土木施工管理技士、かつ現場経験10年以上。
			・品質証明の実施時期を施工計画書に記載した。 (契約後)	3B 1- I -1 1- I -4	確認	当初請負代金1億円以上又は、低入札価格調査の場合 ☒		施工計画書に品質証明の方法、時期、確認項目等が設計の意図を反映し記載されていることが確認できればOKとする。
	・施工中及び検査前に品質確認を行い、結果を品質証明書により提出した。 (検査の前等)		4 1- I -1 1- I -4	提出	当初請負代金1億円以上又は、低入札価格調査の場合 ☒		品質証明員が、検査前に品質確認を行い、書類記載に間違いがなく品質証明書の記載がされていて、良好であればOKとする。	
	・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり実施したことが確認できる。(検査の前等)		5A 1- I -1 1- I -4	確認	当初請負代金1億円以上又は、低入札価格調査の場合 ☒		検査前に提出された書類を確認し、修正や差替えがなく、品質証明員が確認する体制が機能していることが確認でき、良好であればOK。	
	・品質証明員のチェックが工事全般にいきわたり、工事書類に不備がない。 (検査の前等)		5B 1- I -1 1- I -4	確認	当初請負代金1億円以上又は、低入札価格調査の場合 ☒		検査前に提出された書類に不備がなく、良好であればチェックを入れる。	
	○建設業退職金 共済制度等	・掛金収納書を指定の様式に添付し、当初契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (当初)	6 1- I -1	提出	全工事対象 ☒	(☐)	建設業退職金共済組合等の加入、証紙を購入したうえで、掛金収納証(発注者用)を指定の様式に添付し、工事請負契約締結後1ヶ月(電子申請方式は40日)以内に発注課に提出されていれば判定欄にチェックを入れる。なお、購入しない場合は、その理由を記載する。	
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工時1回程度)	7 1- I -1	確認	全工事対象 ☒		掲示物の確認(サイズ規定あり：A4/横297mm×縦210mm)については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。	
		・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	8 1- I -1	確認	全工事対象 ☒		掲示物の確認(サイズ規定あり：縦25cm以上×横35cm以上)については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。	
		・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理していることが確認できる。 (検査の前等)	9 1- I -1	提示	全工事対象 ☒		監督員は完成図書提出時に確認、検査員は工事完成時に当該項目について提示にて確認し判定する。	
	●請負代金 内訳書	・法定福利費を明示した請負代金内訳書が契約締結後14日以内に提出されていることが確認できる。 (契約後)	10 1- I -1	提出	全工事対象 ☒	(☐)	請負代金内訳書の提出がなされ、法定福利費の額が適切かどうかを判定する。適切でない場合、受注者への聞き取りを行い、その理由が記載されているかで判定する。 14日以内に提出されなかった場合は評価しない。	

I 施 工 体 制 一 般	●施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け同一のものを提出し、かつ対象業者に対して社会保険の加入・未加入・適用除外を確認している。(警備業は対象外) (施工前、変更時)	11 1-I-1 1-I-3	提出	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)	()	()	()	()	()	()	()	()		
					☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付した。 (警備業は対象外) (施工時、変更時)	12A 1-I-1 1-I-3	提出	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)	()	()	()	()	()	()	()	()		
					☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		●下請人通知書	・下請契約した場合、下請負人通知書を提出した。(警備業は対象外) (契約後、変更後)	12B 1-I-1	提出	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)	()	()	()	()	()	()	()		
						☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
	●施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。 (警備業も対象) (施工時1回/月程度)	13 1-I-1 1-I-3	確認	下請けがいる場合 対象 (警備業も対象)		現場施工に関与する業者は体系図に記載し、労働災害や工事故が発生した際の備えとして注文者との関係を明確にしておく。								
		・施工体系図が適切に整備され、記載のない業者が作業していない。 (警備業も対象) (施工時1回/月程度)	14 1-I-1 1-I-3	確認	下請けがいる場合 対象 (警備業も対象)		現場施工時に確認する。また、工事写真に写っている業者が届け出されているかを確認する。								
		・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工体制台帳に記載されている技術者が同一である。(警備業も対象) (施工時1回/月程度)	15 1-I-1 1-I-3	確認	下請けがいる場合 対象 (警備業も対象)		掲示物の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。								
		○一括下請負の禁止	・元請負人(注文者)が下請工事の施工に実質的に関与しており、下請け任せにしていない。(警備業は対象外) (施工前、変更時)	16A 1-I-1 1-II-9	確認	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)		工事中に元請けが出来形管理や写真管理を適切に行っていることが分かればOKとし、現場管理や写真管理等を下請け任せにしており、下請けの提出書類をそのまま発注者に提出しているようであれば空欄とする。							
			・下請の施工体制及び施工状況を把握し、元請けが下請けに対して技術的な指導を行っている。(警備業は対象外) (施工前、変更時)	16B 1-I-1 1-II-9	確認	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)		現場施工にあたり、元請けが下請けに対し指導していることが確認できればOKとし、下請け任せにしているようであれば空欄とする。							
		○下請検査	・下請が行った作業成果を検査している。受取り、引渡しが書面に手続きされている。(警備業は対象外) (検査の前等)	115 1-I-5	提示	下請けがいる場合 対象 (警備業除く)		完成図書提出時に、下請け成果の受取検査と下請けからの引渡し書類が整備されていることを提示により確認する。 建設業法に基づく確認項目のため、交通誘導警備業や地質調査等の委託業者は下請け検査の対象にはならない。							
	○建設業許可標識	・建設業法に定められた建設業許可標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(補佐含む)または主任技術者を正しく記載している。 (施工時1回程度)	17A 1-I-1	確認	全工事対象		掲示物の確認(サイズ規定あり：縦25cm以上×横35cm以上)については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定。								
	○現場掲示物	・緊急連絡体制表等、施工体制に係る現場掲示物に記載間違いなく公衆から見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	17B 1-I-1	確認	全工事対象		掲示物の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。								
		・作業主任者等の技術者氏名が間違いがなく掲示している。 (施工時1回程度)	17C 1-I-1	確認	作業主任者等が必要とする作業がある場合対象		作業主任者等の配置が必要な作業がある場合、現場掲示がされたか確認する。掲示物の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果等をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。								
	○緊急対応	・緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 (施工中)	117 1-I-7	確認	事象が発生した場合対象		事象が発生した場合に評価の対象とし、完成時にその内容について判定し、適切な対応がとられていれば完成時の欄にチェックを入れる。								
○支援体制	・現場に対する支援体制を整えている。会社内で現場を補助する補助者と役割を決めていることを確認できる。 (施工中)	118 1-I-8	確認	補助者を決めている場合対象		支援体制が整備されていることが施工計画書の施工体制の欄に記載されるなど、補助者の役割を明確にしていることが確認できれば対象とし、完成時にその内容について判定し、適切な対応がとられていれば完成時の欄にチェックを入れる。(監理技術者補佐の配置工事を含む)									
○工場製作	・工場製作期間における技術者を配置している。工場製作時の技術者が施工計画書に明確に記載している。 (施工中)	119 1-I-9	確認	工場製作がある場合対象	()	設計書に工場管理費を計上する工事の際に、工場の管理技術者を適切に配置していることが書面上で確認できるものが施工前に提出されていれば評価する。									
	・機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制を備えている。 (施工中)	1110 1-I-10	確認	工場製作がある場合対象	()	設計書に工場管理費を計上する工事の際に、工場の管理技術者を適切に配置していることが書面上で確認できるものが施工前に提出されていれば評価する。									

1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 監 理 技 術 者 補 佐 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回／月程度)	18 1-Ⅱ-1	確 認	全工事対象 (兼務の場合注意)		現場体制の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果をもとに判定し、是正指導等がなければ判定欄にチェックを入れる。
			・現場代理人が工事全体を把握し、施工方法、工程管理、品質管理を総合的に実施している。 (施工時適宜)	123① 1-Ⅱ-3	確 認	全工事対象		着手から完成までの期間の現場代理人の対応を判断し、現場代理人の管理に対する対応を判断する。
			・現場代理人に工事目的物完成のための姿勢、熱意、技術レベルがある。 (施工時適宜)	123② 1-Ⅱ-3	確 認	全工事対象		着手から完成までの期間の現場代理人の対応を判断し、現場代理人の技術レベルに対する対応を判断する。
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を画面で行っており、書類の提出、提示が適切に行われている。 (施工時適宜)	19 1-Ⅱ-1 1-Ⅱ-5	確 認	全工事対象		着手から完成までの期間の現場代理人の対応を判断し、現場代理人から提出される画面提出等の対応を判断する。提出書類に遅れや提出漏れがある場合は加点しない。
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。主任技術者等通知書に記載している。 (施工計画時、施工時適宜)	20 1-Ⅱ-1 1-Ⅱ-2	提 出	専門技術者を選任し配置している場合対象	()	専門技術者とは、建設業法の業種に基づく専門工事がある場合に元請け人が配置する技術者のこと。下請けにて配置する場合は専門技術者とは呼ばないので注意。
		○作業主任者等	・作業主任者等を選任し、配置している。配置の場合、配置が確認できるよう施工計画書に記載している。 (施工計画時、施工時適宜)	21A 1-Ⅱ-1 1-Ⅱ-2	提 出	作業主任者等を必要とする作業がある場合対象	()	作業主任者等の配置有無について確認する。施工計画書の記載はもとより新規入場者教育や安全ミーティング（KY活動）等の記録で確認できればOKとする。施工プロセスチェック17Cは掲示についての確認なので注意する。
		●技術者通知書	・施工前に提出され、資格証または経歴書を添付している。 (当初契約後)	21B 1-Ⅱ-1 1-Ⅱ-2	提 出	技術者配置の必要がある場合対象	()	舗装技術者、配管技術者の配置にあたり、画面による提出がされているかを確認する。
		●現場代理人等通知書	・契約締結後14日以内に提出され、資格証または経歴書を添付している。 (当初契約後)	22A 1-Ⅱ-1	提 出	全工事対象	()	画面等の提出について確認する。
			・資格者証の内容を確認した。 (着事前)	22B 1-Ⅱ-1	確 認	全工事対象		主任技術者の資格証の内容を確認する。
			・通知のあった技術者、施工体制台帳記載の技術者、監理技術者証の技術者及び本人が同一であった。 (着事前)	23 1-Ⅱ-1	確 認	全工事対象		現場体制の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果をもとに判定し、是正指導等がなければ完成時の欄にチェックを入れる。
			・配置技術者が現場に常駐していた。 (施工時 1回／月程度)	24 1-Ⅱ-1	確 認	全工事対象		現場体制の確認については、工事現場における施工体制点検チェックリストによる点検時の結果をもとに判定し、是正指導等がなければ完成時の欄にチェックを入れる。
		○監理技術者（補佐含む）（主任技術者）	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)	25 1-Ⅱ-1 1-Ⅱ-10	確 認	全工事対象		監理技術者（補佐含む）、主任技術者が当該工事に関与していることが確認できればOKとする。とくに、技術的事項の把握を評価する。
		●工事測量	・共通仕様書に基づく書類を適切に作成し、整理している。 (施工時、打合せ時)	126① 1-Ⅱ-6	確 認	全工事対象		共通仕様書に基づく各種書類の作成状況についてチェックする（ウィークリースタンスも含む）。間違えや差替えがない場合判定をOKとする。
			・工事開始日以後に測量を実施し、結果を提出している。 (施工時、打合せ時)	126② 1-Ⅱ-6	提 出	全工事対象	()	共通仕様書1-1-41工事測量が実施され、結果が提出されていることを確認する。
			・施工管理基準等に基づく書類を適切に作成し、整理している。 (施工時、打合せ時)	126③ 1-Ⅱ-6	確 認	全工事対象		施工管理基準に基づく各種書類の作成状況や管理頻度についてチェックする。間違えや差替えがない場合判定をOKとする。
			・写真管理基準等に基づき工事写真を適切に作成し、整理している。 (施工時、打合せ時)	126④ 1-Ⅱ-6	確 認	全工事対象		提出された工事写真の作成状況や整理状況、撮影頻度についてチェックする。不備がない場合判定をOKとする。

II 工 程 管 理	●工事工程月報	・工事工程月報が毎月10日までに提出された。 ・適切な工程管理を行い、月の工程に10%以上の遅れがない。 (施工時適宜)	227 2-II-7	提出	全工事対象		() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	
	●工事記録簿	・作業員の休日の確保を行った記録が工事記録簿に整理されている。 (施工時適宜)	49A 2-II-1 2-II-8	確認	全工事対象		工事記録簿に代休や振替休日の記載があり、不整合がないことを確認し、判定する。						
		・休日作業届が不足なく提出された。 (施工時適宜)	49B 2-II-1 2-II-8	提出	全工事対象		休日作業届が工事記録簿の休日作業の記載と不整合なく提出されていることを確認し、判定する。 休日作業がなかった場合は、両方にチェックを入れる。						
		・計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 (施工時適宜)	229 2-II-9	確認	全工事対象		工事記録簿等で確認し、休日作業や時間外作業がない場合に加点し、休日作業、時間外作業が発生している場合は加点しない。現場条件や社会的要請を加味して判定する。						
	III 安 全 対 策	○安全対策	・災害防止協議会を設置し、活動記録が記載され、実施が確認できる。安全衛生委員会とは別。 (施工時 1回/月以上)	50 2-III-1 2-III-2	提示	下請けがいる場合対象		災害防止協議会は、元請けが下請けの職長（安全衛生管理者または主任技術者）に対し現場条件や作業環境について説明や指示を行うもの。下請けが現場に入る前に実施していることを確認する。					
			・店社パトロールを実施し、記録が整理されている。 (施工時適宜)	51 2-III-1	提示	全工事対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。					
		○安全訓練	・安全・訓練等を実施し、実施記録が工事工程月報とともに提出された。 ・安全・訓練等は作業員全員の参加により月当たり半日以上実施したことが確認できる。（ただし、交通誘導員や月当たり1日未満の作業、主たる工種以外の作業員等も対象とする。） (施工時適宜)	52 2-III-1 2-III-3	提出	全工事対象		() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐	() ☐ () ☐		
		○安全対策	・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	53 2-III-1	提示	全工事対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。					
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	54 2-III-1 2-III-4	提示	全工事対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。					
	・工事期間を通じて、労働・公共災害が発生しなかった。 (施工時適宜)		235 2-III-5	確認	全工事対象		工事完成時に当該項目について判定する。						
・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	55A 2-III-1 2-III-6		提示	過積載の対象となる運搬作業がある場合対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類や写真等の提示にて当該項目について判定する。							
・大型特殊車両による運搬がある場合、元請けが運搬計画通り運行していることを確認できる。 (施工時適宜)	55B 2-III-1		提示	大型特殊車両による運搬、搬入がある場合対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。 ①施工計画書への記載 ②走行地点（出発、途中、到着）の写真を確認。 ③通行許可証の写しの提示。 ④車両通行記録計（タコグラフ）の写しの提示（夜間走行時のみ）							
III 安 全 対 策	○安全対策	・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月程度)	56 2-III-1	提示	機械使用がある場合対象		施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。						
		・重機操作で、重機と人との行動範囲の分離措置の点検記録等がある。 (施工時適宜)	57 2-III-1	提示	機械使用がある場合対象		施工時に車両系建設機械の作業計画を確認するなど、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。						

Ⅲ 安全 対策	○安全対策	・山留め(支保工)、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	58 2-Ⅲ-1 2-Ⅲ-7	提示	当該作業がある場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。	
		・足場や(型枠)支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	59 2-Ⅲ-1 2-Ⅲ-7	提示	当該作業がある場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。	
		・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)	60 2-Ⅲ-1 2-Ⅲ-8	提示	保安設備を使用した場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。	
	○安全バトロールの指摘事項の処理	・各種安全バトロールでの指摘事項や、是正事項について、速やかに対応を図り、是正報告した記録がある。 (施工時適宜)	61 2-Ⅲ-1 2-Ⅲ-8	提示	全工事対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。是正指示がない場合はＯＫとする。	
	○地下埋設物	・地下埋設物に関する事故防止対策に取り組んでいる。 (施工時適宜)	239① 2-Ⅲ-9	提示	当該取り組みが必要な場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。 地下埋設物等の調査が不要な工事の場合にその旨を報告したかを確認 実際に事故が発生した場合はその取り組み状況について判定する。	
		・架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 (施工時適宜)	239② 2-Ⅲ-9	提示	当該取り組みが必要な場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に報告書類にて当該項目について判定する。 支障物件の有無に関わらず工事関係箇所（発生土受入地、資材置き場等も含め）の調査を行い報告したかを確認 実際に事故が発生した場合はその取り組み状況について判定する。	
	○共通仕様書作業主任者等	・ロープ高所作業がある場合、作業計画を策定、作業指揮者を定め、安全管理の記録がある。 (施工時適宜)	231① 2-Ⅲ-1	提示	ロープ高所作業がある場合 ☒ ☐	ロープ高所作業とは高さが２メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところでの作業。施工時に適宜現場確認し、工事完成時に作業計画の提示にて当該項目について判定する。	
		・ロープ高所作業がある場合、ライフラインを設置し作業していることが確認できる。 (施工時適宜)	231② 2-Ⅲ-1	確認	ロープ高所作業がある場合 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、提出された工事写真等で確認し、判定する。	
	Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	62 2-Ⅳ-1 2-Ⅳ-2	確認	当該調整がある場合対象 ☒ ☐	道路管理者、河川管理者、交通管理者等との調整を対象とする。対応があった場合に所定の様式により記録が整理されていることを提示にて確認する。（所定の様式は、共通仕様書巻末資料を参照する。）
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対策を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	63 2-Ⅳ-1 2-Ⅳ-3	確認	全工事対象 ☒ ☐	地元調整、苦情対策が適切かどうかに加え、その記録の有無について判定。
・第三者からの苦情がない、もしくは、苦情対応を適切に行い、その記録がある。 (施工時適宜)			244 2-Ⅳ-4	確認	全工事対象 ☒ ☐	通行人等の第三者（近隣住民以外）からの苦情の有無及び、その対応について判定する。	
・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)			64 2-Ⅳ-1 2-Ⅳ-5	確認	関連工事があり調整が必要な場合対象 ☒ ☐	施工時に適宜現場確認し、工事完成時に書類の提示にて当該項目について判定する。	
・工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。 (施工時適宜)			246 2-Ⅳ-6	確認	詳細な説明看板等を設置した場合対象 ☒ ☐	通常の工事看板にプラスして将来像や工事内容の説明をしている場合にチェックを入れる。イメージアップ経費にて計上しているものについては対象外とする。	